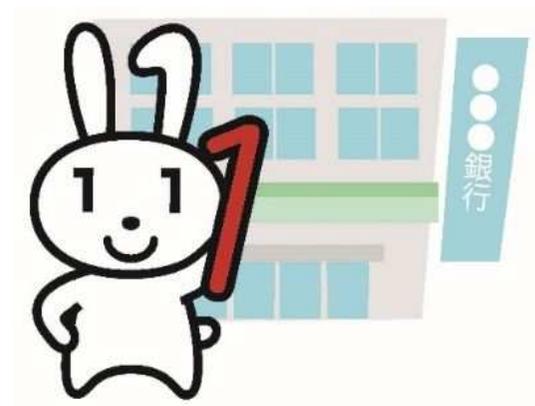
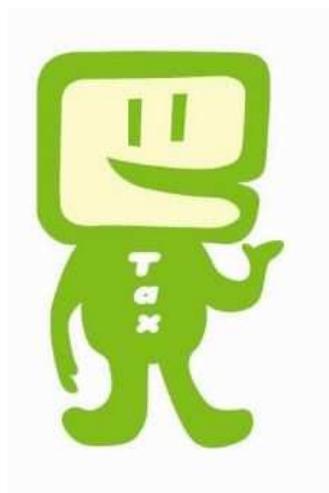


キャッシュレス納付とは



令和5年3月
高松国税局 管理運営課

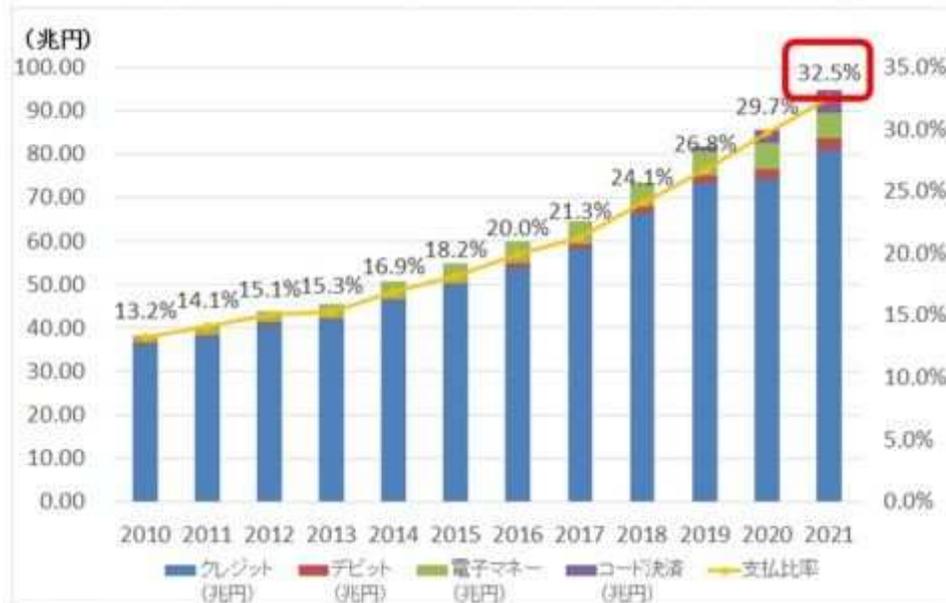
○ キャッシュレス納付推進の背景

- 日本のキャッシュレス決済比率は約30%にとどまっているが、主要各国では40%~60%台。
- キャッシュレス決済比率を2025年までに4割程度、将来的には世界最高水準の80%を目指す。

世界各国のキャッシュレス比率比較



我が国のキャッシュレス支払額及び比率の推移



(出典)キャッシュレス・ロードマップ2022

世界銀行「Household final consumption expenditure (2018年(2021/2/17版))」、BIS「Redbook」の非現金手段による年間支払金額から算出
※1 中国および韓国に関しては、Euromonitor Internationalより参考値として記載。 ※2 日本については2021年の値を記載。

(出典)

内閣府「国民経済計算」(名目)

クレジット : (一社)日本クレジット協会調査(注)2012年までは加盟クレジット会社へのアンケート調査結果を
基にした推計値、2013年以降は指定信用情報機関に登録されている実数値を使用。

デビットカード : 日本デビットカード推進協議会(～2015年)、2016年以降は日本銀行「決済システムレポート」-「決済動向」

電子マネー : 日本銀行「決済動向」

QRコード : (一社)キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)

【抜粋】2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、**4割程度**とすることを目指す。

「キャッシュレス・ビジョン」(平成30年4月11日 キャッシュレス検討会策定)

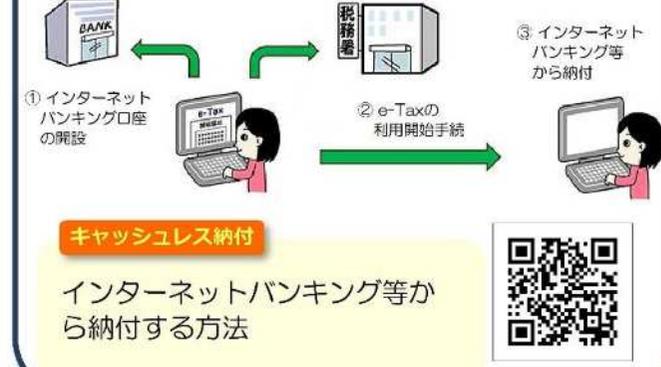
【抜粋】大阪・関西万博(2025年)に向けて、「支払い方改革宣言」として「未来投資戦略2017」で設定したキャッシュレス決済比率**40%**の目標を前倒し、高いキャッシュレス決済比率の実現を本検討会として宣言する。さらに将来的には、**世界最高水準の80%**を目指していく。

キャッシュレス納付の種類

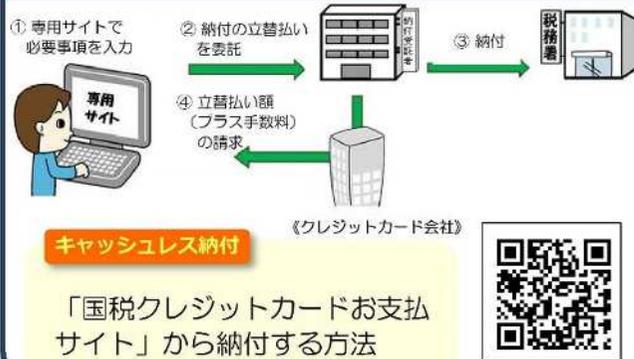
ダイレクト納付



インターネットバンキング等



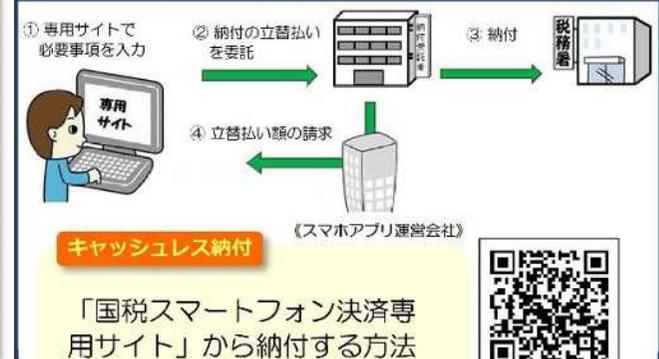
クレジットカード納付



振替納税



スマホアプリ納付



項目

利用におけるメリット

1

ペーパーレス

- ⇒ 税務署から納付書を取得不要
- ⇒ 納付事績を電子媒体で保存（メッセージボックスへの格納）

2

金融機関や税務署窓口に出向くことなく（非対面）納付手続きが完了

- ⇒ 自宅やオフィスから納税手続きが可能で、電子証明書による電子署名は不要
- ⇒ 窓口での待ち時間・現金を手元に準備する手間が不要
- ⇒ 金融機関等の窓口営業時間外でも納付手続きが可能

3

即日又は期日を指定（法定納期限内に限る。）して納付が可能

4

インターネットバンキングの契約が不要

- ⇒ 基本利用料、振込手数料が不要

5

税理士が納付手続きを代行することが可能

項目

他のキャッシュレス納付にはない特徴

1

複数の口座をダイレクト納付口座として登録可能

- ※ 同一金融機関における複数口座の設定については、取扱金融機関により確認が必要
- ※ e-Taxで電子申告後、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から納付税額を複数の預貯金口座に分割してダイレクト納付することは不可

2

ダイレクト納付を利用した予納が可能（ダイレクト予納）

- ※ 確定申告による納付見込額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等を予納ダイレクト専用画面に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座からの振替により納付（予納）が可能
（【結果通知（完了通知）】又は【結果通知（エラー通知）】をメッセージボックス（登録済みのメールアドレスへ同内容を通知）へ格納）

3

ダイレクト納付を利用した分割納付が可能（ダイレクト分割）

- ※ 事前に徴収職員と納付相談を行った上で、納付計画を登録
- ※ 納付予定日前にお知らせが通知され、初回登録時に届出をした口座から自動的に引き落としされる

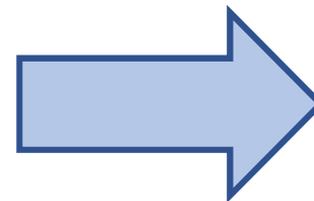
手順

事前準備

新規登録

1

(利用者識別番号を未取得の方)
e-Taxの開始届出書の提出



又は

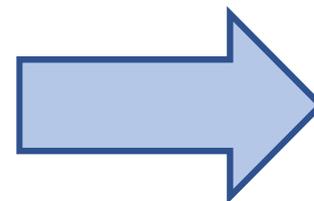
2

(利用者識別番号を取得済の方)
利用者識別番号 (16桁) ・暗証番号
※税理士が納税者に代わり、利用者識別番号を取得している場合には
税理士と納税者で利用者識別番号と暗証番号を共有

オンライン提出

3

ダイレクト納付利用開始届出書を書面で所轄
税務署へ提出
(個人の方はオンライン提出可能)



4

e-Taxのメッセージボックスへ利用可能通知が格納
(提出から約1カ月程度で利用可能)

項目

地方税ダイレクトの特徴

1

国税の源泉納付（毎月）と納付期限が同一のため、併せて利用することで利便性がさらに向上

2

金融機関等の窓口に出向くことなく、納付手続きが完了

- ⇒ 自宅やオフィスから納税手続きが可能で、電子証明書による電子署名は不要
- ⇒ 窓口での待ち時間・現金を手元に準備する手間が不要
- ⇒ 金融機関等の窓口営業時間外でも納付手続きが可能

3

地方税ダイレクトの利用には、事前に届出書が必要

- ⇒ eLTAXで地方税ダイレクトで利用する金融機関を登録後、金融機関へ送付

4

インターネットバンキングの契約が不要

- ⇒ 基本利用料、振込手数料が不要

項目

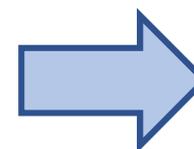
振替納税の特徴

1 **所得税、消費税（個人事業者）の納付に利用できる**

2 金融機関や税務署窓口に出向くことなく、納付手続きが完了
⇒ 窓口での待ち時間・現金を手元に準備する手間が不要
⇒ 現金の持ち運びによるリスクが軽減

3 e-Taxからオンライン提出が可能

オンライン提出



4 確定申告に基づく納税が、実質約1カ月程度猶予
⇒ 基本使用料、振込手数料が不要

項目

クレジットカード納付の特徴

- 1 「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスして納付
(e-Taxからアクセスした場合、①納付区分番号、②税金の種類、③課税期間、
④納付税額の情報が引き継がれる)
- 2 e-Taxで徴収高計算書データを送信することで、源泉所得税（自主納付分）についても納付可能
- 3 納付税額に応じた決済手数料が発生
(納付できる金額は、1,000万円未満、かつ、クレジットカードの決済可能額以下の金額)
- 4 納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる

項目

電子納税の特徴

- 1 利用届出書の提出が不要
- 2 国税（電子納税証明書の手数料を含む。）だけでなく、地方税やその他各種国庫金（年金・労働保険など）にも対応
- 3 振込手数料は原則かからないが、法人でネットバンキングの口座利用には、基本利用料が発生する場合がある（個人では利用料が無料）
- 4 ネットバンク契約がなくてもペイジー対応の金融機関 A T M から「納付区分通知番号」による納付が可能

項目

スマホアプリ納付の特徴

1

6つのPay払い（〇〇ペイ）から納付手続きが行える



2

「国税スマートフォン決済専用サイト」へアクセスして納付
(e-Taxからアクセスした場合、①納付区分番号、②税金の種類、③課税期間、④納付税額の情報引き継がれる)

3

納付できる金額は、30万円以下
※ 利用するPay払い（〇〇ペイ）で設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合がある

4

e-Taxで徴収高計算書データを送信することで、源泉所得税（自主納付分）についても納付可能